

令和6年度学童保育利用案内

(放課後児童健全育成事業)



☆申込期限

利用開始月の前月15日(閉庁日の場合は、翌開庁日)まで

【注意】

夏休みなどの長期休業期間のみ利用の場合も、上記期限で申込みが必要です。

【問合先】

大網白里市子育て支援課保育班

0475-70-0347

1 放課後児童健全育成事業（学童保育）とは？

市内の小学校に就学中の児童を対象に、保護者が就労等により下校後に保護者に代わる者がいない子どもに適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図っています。
通称「学童保育」といいます。

2 対象児童

次の要件のいずれにも該当する児童

- ① 市内の小学校に就学する 1 年生～3 年生の児童
- ② 保護者が就労等により、授業終了後家庭で保護を受けられない児童
- ※ 定員に空きがある学童保育室のみ、4～6 年生の申込みを受け付けます。

特別な支援が必要なお子さまの受入れについて

障がい・発達・発育に心配がある場合は、面談などを実施して(1)～(4)について確認させていただくことがあります。

- (1) 心身の健康状態が安定していること。
- (2) 集団生活に支障をきたさないこと。
- (3) 指導員とのコミュニケーションがとれること。
- (4) 受入施設に支障がないこと。

学童保育室を安全に運営するため、集団生活に支障があると判断した場合には、利用できない場合があります。

保護者の皆さまにはご理解とご協力をお願いします。

なお、発達に心配がある場合や、特性に合わせた療育が必要な場合は、放課後・学校休業日に「放課後等デイサービス」に通所できることがありますので、かかりつけ医や、市役所社会福祉課にご相談ください。

【放課後等デイサービスとは】

授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うサービスです。

3 学童保育室一覧

学童保育室名	実施場所	住 所	電話番号	登録員
白里学童保育室	白里小学校	南今泉 3349 番地	77-2209	52
増穂学童保育室	増穂小学校	北飯塚 281 番地	72-1184	36
季美の森学童保育室	季美の森小学校	季美の森南 1 丁目 28 番地	72-5995	64
瑞穂学童保育室	瑞穂小学校	永田 1055 番地	73-3081	80
大網東学童保育室	大網東小学校	富田 32 番地 2	72-8446	48
増穂北学童保育室	増穂北小学校	上貝塚 317 番地	71-0501	18



4 利用期間等について

(1) 利用期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日

※ 毎年度申込みが必要となります。

(2) 利用日・利用時間

区 分	保育時間
授 業 日	授業終了後から午後7時
土 曜 日	午前8時から午後7時
学校行事などの振替休業日	午前8時から午後7時
長期休業期間（春・夏・冬休み）	午前8時から午後7時

※ 短縮日課等により児童の下校時刻が早まる場合には、下校時刻に合わせて、保育開始時間を早めます。

※ 土曜日については、大網東学童保育室のみ開室します。大網東学童保育室以外で土曜日利用する場合は、土曜日のみ大網東学童保育室の利用になります。

(3) 休業日

① 日曜日、及び祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）

② 年末年始（12月29日から1月3日）

(4) 利用日等の変更及び中止について

台風・地震等の災害、インフルエンザ等による学校・学級閉鎖、学校施設点検日、その他の理由により、利用日や保育時間の変更、または中止をすることがあります。

※ 入所決定後、緊急時等の連絡手段として、携帯電話メール機能を利用した「メール配信システム（通称ラインネット）」の登録をお願いします。

(5) 送迎等について

児童の送迎は、保育時間内に保護者の責任においてお願いします。お迎えは、午後7時までに必ずお願いします。

土曜日や長期休業中は、開室前に児童だけで待つのは大変危険です。事故等がありましても責任は負えませんので、登室は午前8時以降にお願いします。

なお、やむを得ず、土曜日や長期休業中に児童のみで徒歩登室する場合は、「学童保育室登室経路連絡票」及び「徒歩登室予定日連絡票」を学童保育室へ提出の上、安全に十分留意して登室するようにしてください。

※ 学童保育中に児童単独で学習塾や習い事などに通うことはできません。

※ 一度、学童保育室に登室した場合は、必ず保護者等のお迎えをお願いします。

5 利用料等について

(1) 利用料 (1人:月額) 8,000円

- ① 同一世帯で2人以上の児童が利用する場合 ⇒ 2人目以降は半額
- ② 次の場合は、「放課後児童健全育成事業利用料減免申請書」を提出することにより、利用料の減免を受けることができます。
なお、令和5年1月1日以降に大網白里市に転入された世帯、または市内に住所のない世帯の場合は、非課税証明書の添付が必要となります。
ア 市町村民税非課税世帯 ⇒ 半額
イ 保護者が生活保護を受給している場合 ⇒ 無料
- ③ 月の利用日数が10日未満の場合 ⇒ 半額
- ④ 月の初日から末日までの間、事前に休止の届出をしている場合 ⇒ 無料

利用料の納入方法

利用料の納入は、口座振替を原則としています。登録方法については、「承認通知書」に同封されるご案内をご確認ください。振替日は、翌月の末日となります。

(例) 4月分は5月31日 5月分は6月30日

ただし、末日が休日の場合は、翌営業日が振替日となります。

(2) おやつ代 (1人:月額) 1,500円

※ おやつ代の日割りは行いません。月の一部のみ利用の場合でも、1か月分のおやつ代がかかります。

※ 土曜日及び8月は学童保育室からのおやつ提供はありませんので、ご家庭から持参してください。

おやつ代の納入方法

利用料の納入は、口座振替をご利用ください。振替日は、翌月の末日となります。

(例) 4月分は5月31日 5月分は6月30日

ただし、末日が休日の場合は、翌営業日が振替日となります。

(3) 傷害保険料 (1人:年額) 800円

※ 傷害保険料の月割りはありません。年度途中から利用の場合や、長期休業期間のみの利用の場合にも、年額ご負担いただきます。

※ 年度途中で利用中止した場合でも、返金はできませんのでご了承ください。

保険料の納入方法

子育て支援課が発行する納入通知書により、市内の金融機関(ゆうちょ銀行は除く)等で納入をお願いします。

6 利用申込について

(1) 受付場所 市役所子育て支援課

(2) 申込期限 利用開始月の前月15日（閉庁日の場合は、翌閉庁日）まで

- ※ 保育室ごとの受付学年などの詳細は、ホームページに掲載しています
- ※ 長期休業期間（夏休みなど）のみ利用する児童も、上記期限で申込みが必要です
- ※ 先着順ではありません
- ※ 土日・祝日は除きます

(3) 提出書類

申し込みは以下の書類を揃えて提出してください。なお、必要書類が全部揃うまでは、正式な受理ができませんのでご注意ください。

- ① 放課後児童健全育成事業利用申込書
- ② 下記の保育の理由・その他の項目に該当する書類

No.	保育の理由・その他	必要書類※	備考
1	就労（雇用者）	就労証明書	
2	就労 （自営・農業従事者）	自営業・農業等申告書 自営業等を証する資料	
3	妊娠・出産	母子手帳の写し等	利用できる期間は、出産前2ヶ月・出産後3ヶ月（出産月を含む） ※ 育児休業中は利用できません
4	保護者の疾病・障害	診断書・申立書等	
5	親族の介護・看護	診断書・申立書等	
6	災害復旧	罹災証明書・申立書等	
7	求職活動	求職活動申告書	利用できる期間は、利用開始から3か月
8	就学	在学証明書や授業時間 が確認できる書類	

- ※ 児童と同居している20歳～69歳の全員分の提出が必要です
- ※ 転職・退職等の就労状況の変更がありましたら、速やかに就労証明書等を提出してください。

(4) 利用の承認について

申込書や提出書類等の内容を審査し、入所の可否について、子育て支援課から通知します。
なお、申込者が多数の場合は、施設定員の関係上不承認となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

利用料金に未納がある場合（兄弟姉妹分を含む。）、利用承認はできませんので、未納分の納付後に申請をお願いします。

児童手当からの天引きもできますので、子育て支援課にご相談ください。

7 利用の取消しについて

次のいずれかに該当するときは、利用承認を取り消す場合があります。

- ① 利用資格に該当しなくなったとき
- ② 申請書の内容に虚偽の記載があったとき
- ③ 利用料が3か月分以上未納のとき
- ④ 2か月にわたり欠席が続いているとき
- ⑤ 開設時間内に送迎ができないとき
- ⑥ 暴力・暴言・故意の器物破損等の行為があったとき
- ⑦ 集団での行動に支障をきたすとき
- ⑧ 上記の他、不相当と認められたとき

安全に関するお願い

利用児童同士の暴力・暴言だけでなく、職員に対する暴力・暴言も利用承認の取消事由に当たります。

利用児童からの暴力や、利用児童同士のトラブルを止めたことにより、職員が怪我をする事案が発生しています。

職員が怪我をして勤務できない場合は、学童保育室が閉室となることもありますので、学童保育利用中は、必ず職員の指示に従うよう、お子さまへのご指導について、ご協力をお願いいたします。

なお、学童保育室の安全な運営に支障をきたす行為や、他の利用児童の迷惑になる行為があった場合には、お迎えの際に職員から保護者の方にご報告させていただきますので、帰宅時に、行動の確認をお願いいたします。

学童保育を安全に運営するため、保護者の皆さまには、ご理解とご協力をお願いいたします。

8 その他

- 保護者の方が家庭にいるときは、家庭での保育をお願いします。
- 学童保育室の見学を希望される場合は、あらかじめ子育て支援課に連絡をお願いします。
- 学校給食がない日は、必ずお弁当と水筒を持たせてください。
- 学童保育を休む場合は、必ず事前に学童保育室に連絡をお願いします。
※ 学校を休む場合、学童保育にも連絡してください。
- 感染症（インフルエンザ・ノロウイルス等）にかかった場合は、他の児童への感染防止のため、登室はしないでください。
- せき等の風邪の症状がある場合は、利用を控えてください。
- 年度の途中で利用中止する場合は、「利用中止届」を提出してください。

民間学童保育室の紹介

特定非営利活動法人（NPO 法人）等が主体となって行っている民間の学童保育室です。
詳細については、各施設に直接お問い合わせください。

施設名	住所	電話番号
特定非営利活動法人 民間児童館おおきなかぶ	みずほ台2-10-15	53-3473

